

申請確認書

- I 日本国法務省入国管理局より留学ビザの交付を受けて本学院に就学する者は、原則として一年以上在学する必要があり、従って費用は一年分の一括前納とする。
- II 入学に必要な基本条件
- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
 - (2) 年齢が18歳以上の者
 - (3) 真摯な留学目的があり、その達成に本学院の教育課程が適切であると認識している者
 - (4) 正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
 - (5) 信頼のおける経費支弁者を有する者
 - (6) 本学院の所定する書類を提出できる者
 - (7) 特別な支援、補助なしに学校の施設を利用し、かつ授業を受けることができる者
 - (8) 特に必要があると学院長が認めた場合は、第1項及び第2項の規定に関わらず入学することができる。
- 但し、18歳未満の者については、信頼のおける法的保護者を有すること
- III 生徒が病気その他止むを得ない事由によって、30日以上欠席しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、医師の診断書等、その理由を証明する書類を添えて申請し、学院長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、復学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を提出し学院長の許可を得て復学することができる。
 - 3 休学中の学費の返還、保留、転用は認めない。
- IV 退学をしようとする者は、退学届にその事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。
- 2 一旦納められた納付金は原則として返金しない。返金規定は日本語教育振興協会の「留学生受入れガイドライン」に準ずる。
- V 学院長は、教育上必要があると認める時は、生徒に対して懲戒を加えることができる。
- 2 懲戒はその程度により、訓告、停学及び除籍の処分とする。但し、除籍は各号の次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に違反した者
 - (5) 授業料を滞納し、または納入する見込みがない者
 - (6) 別に定める寄宿舎に関する事項及び細則（例：入寮契約書、学生寮生活上の規則、など）に違反した者
 - (7) 日本の国内法規及び入国管理法規に違反した者
- VI 授業料は遅延入学、停学などの理由の如何を問わず、当該年度分を徴収するものとする。
- 2 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
 - 3 休学中の場合も、前項の規定に準ずる。
- VII 学校行事や授業風景などを撮影した写真を、学校案内やホームページや学生募集資料などに使用する際の一切の権利は当学院に帰属するものとする。
- VIII 在留資格認定証明書交付申請にあたり提出された書類は当該目的のためだけに使用し、申請者または経費支弁者の許可なく他の目的には転用しない。ただし、入国管理局及び警察署等からの要請がある場合はこれを除く。
- IX 多国籍の学生が一堂に学ぶため、宗教上の配慮はこれを行わない。
- 貴学院への入学に際して上記の諸規定を了解し、これに従うことを約束します。

申請者： _____ 印 _____

日付： _____ 年 _____ 月 _____ 日